



平成 27 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ  
代表者名 代表取締役社長 リム・キム・リン  
(コード番号：9704 東証第1部)  
問合せ先 取締役CFO 佐藤 暢樹  
(TEL 03-3436-1860)

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成27年6月19日付の「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

当社が提出をしておりました課徴金にかかる金融商品取引法第178条第1項第2号および第4号に揚げる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金にかかる金融商品取引法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成27年7月30日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額1億3,791万円、および納付期限を平成27年10月1日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

また、本課徴金納付命令の決定に伴う、平成27年12月期の業績予想に与える影響につきましては改めて開示する予定です。

当社は、このたびの事態を真摯に受け止め、今後の再発防止および信頼回復に努めてまいります。株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上